

(政令への委任)
第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和五九年一二月二五日法律第八七号) 抄
 (施行期日)
 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (昭和六一年一二月四日法律第九三号) 抄
 (施行期日)
 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月三日法律第一四六号) 抄
 (施行期日)
 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄
 (施行期日)
 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄
 (施行期日)
 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、
 一 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む)並びに附則第二十八条第二項、第三十
 三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄
 (施行期日)
 この法律は、公社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年五月二十五日法律第五八号) 抄
 (施行期日)
 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月一五日法律第五七号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(以下この条において「新官公需法」という)の規定は、平成二十七年度に係る国等の契約(新官公需法第三条に規定する国等の契約をいう。以下この条において同じ)から適用し、平成二十一

六年度までの年度に係る国等の契約については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘査し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（検討）